

災害時における応急対策業務に関する協定書（事業者団体用）（案）

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、本市において発生した地震、津波、風水害その他災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）により、甲が管理する道路、橋梁、河川及び下水道施設並びに都市建設局管轄建造物等（以下「公共施設等」という。）に被害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合における応急対策業務の協力応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、本市に災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合において、甲が乙の協力を得て公共施設等の応急対策業務を行うことにより、公共施設等の機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりである。

（1）法第23条第1項の規定に基づき、和歌山市災害対策本部が設置された場合

（2）その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（協力応援要請）

第3条 甲は、災害の発生時において実施する公共施設等の応急対策業務に乙の協力応援が必要であると認められるときは、乙に対して応急対策業務の協力応援を要請することができる。

（応急対策業務）

第4条 甲は、乙に要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

（1）公共施設等の被災状況の収集及び提供作業

（2）公共施設等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う障害物の除去作業

（3）公共施設等の応急復旧作業

（4）その他、甲が必要と認める応急対策業務

（体制把握）

第5条 乙は、甲からの協力応援要請に備え、応急対策業務の円滑な実施を図るため、協力応援できる作業員及び必要な建設資機材等（以下「機材等」という。）の状況を常に把握しておくものとする。

（要請手続）

第6条 甲は、第3条に規定する協力応援を要請する場合は、甲が災害等の状況、場所、活動内容等について、協力応援要請書（別記様式第1号）により応急対策業務の要請をするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は電話等の通信手段又は口頭により応急対策業務を要請することができる。この場合において甲は、事後遅滞なく前項の例により協力応援要請書を交付するものとする。

（出動体制）

第7条 乙は、前条の規定により応急対策業務の要請を受けたときは、直ちに応急対策応援を実施するための体制を確立し、応援できる作業員、機材等を報告の上、出動するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の作業員は、甲の行う応急対策業務に協力応援し、甲の連絡責任者の指示に従い応急対策業務に従事するものとする。

3 乙は、応急対策業務の実施にあたっては、第三者に損害を与えることのないように、特段の注意を払わなければならない。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、災害等の情報の伝達を正確かつ迅速に行うため、連絡責任者を定め、協力応援連絡票(別記様式第2号)を提出するものとする。また、連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(連絡体制)

第9条 乙(2以上の事業者で組織する協力事業者)は、甲と各事業者が常に連絡を取れる体制を整え、甲に各事業者の連絡票を提出するものとする。

(報告)

第10条 乙は、応急対策業務が終了したときは、応援した作業員及び機材等の状況を把握し、速やかに協力応援実施報告書(別記様式第3号)を甲に提出するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

(費用負担)

第11条 この協定に基づく応急対策業務に要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき内容を精査し、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第12条 応急対策業務により乙の作業員が、その者の責に帰することができない理由により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、法第84条第1項の規定による和歌山市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第23号)を適用し、甲が災害補償を行うものとする。

(甲の解除権)

第13条 乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合並びに解除の申し出があった場合は、この協定を解除するものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 乙の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの協定を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの協定を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から締結年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3箇月前までに甲乙いずれかから解除の申出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以降においても同様とする。

(疑義等の決定)

第16条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長

乙 団体名

(代表者) 住 所
会社名
代表者

(構成者) 住 所
会社名
代表者

協力応援要請書

様

和歌山市長 ○○○○

- 1 応援日時 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 応援場所
- 3 災害状況
- 4 活動内容
- 5 要請する建設資機材等（名称・台数・数量・人員等）

| | 建設資機材名称 | 台数・数量・人数 | 備 考 |
|------|---------|----------|-----|
| 建設機械 | | | |
| 建設資材 | | | |
| 人 員 | 作業員 | 人 | |
| | その他 | 人 | |

- 5 現場責任者
- 6 その他、必要な事項

要請担当部署
所属名
氏 名
電話番号

[甲 連絡責任者]

| 部門名 | 内容 | 担当部署 | 電話番号 |
|-----|----|------|------|
| | | | |

[乙 連絡責任者]

代表連絡責任者

会社名

氏名

電話番号

携帯番号

連絡責任者

会社名

氏名

電話番号

携帯番号

連絡責任者

会社名

氏名

電話番号

携帯番号

協力応援実施報告書

和歌山市長 様

住 所
会社名
代表者名
電話番号

㊞

1 実施日時 年 月 日から 年 月 日まで

2 実施場所

3 実施内容

4 使用した建設資機材等

| | 建設資機材名称 | 台数・数量・人数 | 備 考 |
|------|------------------|----------|-----|
| 建設機械 | バックホー | 台 | |
| | ブルドーザー | 台 | |
| | ホイールローダー | 台 | |
| | ダンプトラック (ダンプ) | 台 | |
| | 移動可能なクレーン | 台 | |
| | その他 | 台 | |
| 建設資材 | 土嚢袋 | | |
| | 養生シート | | |
| | バリケード | | |
| | 仮囲い材 (万能板・足場材料等) | | |
| | 土留め材 (矢板・ばり等) | | |
| | その他 | | |
| 人 員 | 作業員 | 人 | |
| | その他 | 人 | |

※ 詳細については、別紙のとおり

5 その他